

世人ハ現在ノ經濟難局ノ如何ニ深刻ナルカラ切實ニ感得ス
ルト共ニ之力打開ノ爲ニハ結局ニ於テ各國ノ互讓協力ヲ必
要トスルコトモ明瞭トナリタル次第ナルヲ以テ將來適當ノ
時期ニ至ラハ會議ノ再開ヲ見ルヘク其ノ場合ニ於テハ今次
討議ノ結果力有益ナル資料トナルヘシト思考セラル
終ニ附言致シタキハ輓近ニ於ケル本邦商品ノ進出力諸外國
ニ對シ甚大ナル脅威ヲ與ヘツツアルノ一事ナリ米國大統領
及英國首相力親シク臣等ニ對シ廉價ナル本邦商品ノ脅威ヲ
語リ對策ヲ講セサルヲ得サル事情ヲ陳辯シタルカ如キ其ノ
一例ニシテ經濟會議ニ於テハ幸表面上問題トナルニ至ラサ
リント雖モ廉價ナル本邦商品カ亞細亞、南洋阿弗利加等ノ
ミナラス歐米ノ諸國ニ迄モ急激ナル勢ヲ以テ進出シ外國製
品ハ到底之ニ競爭シ能ハサルノ事實ハ各國注目ノ的トナリ
居ルコト疑フヘカラス是ニハ現時本邦爲替相場ノ下落セ
ルニ原因スルコト否ムヘカラスト雖モ斯クノ如キ進出ヲ可

リント雖モ廉價ナル本邦商品カ亞細亞、南洋阿弗利加等ノ
ミナラス歐米ノ諸國ニ迄モ急激ナル勢ヲ以テ進出シ外國製

品ハ到底之ニ競爭シ能ハサルノ事實ハ各國注目ノ的トナリ

居ルコト疑フヘカラス是ニハ現時本邦爲替相場ノ下落セ

ルニ原因スルコト否ムヘカラスト雖モ斯クノ如キ進出ヲ可

能ナラシメタル所以ノモノハ實ニ近時ニ於ケル帝國產業ノ
目醒マシキ進歩發達ニ外ナラス是實ニ國運隆昌ノ兆ニシテ
誠ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ然レトモ之ニ依リ脅威ヲ受クル
諸外國ハ我進出ヲ目シテ或ハ不正ノ競争ナルカ如クニ誣ヒ
以テ我ノ名聲ヲ傷クルモノアルノミナラス進シテ本邦商品
阻止ノ措置ニ出テムトスル情勢アルハ頗ル警戒ヲ要スル所
ナリ此ノ實狀ヲ顧レハ我經濟的發展ノ前途尙多難ナル感
無キヲ得ス益々朝野心ヲニシ内ニ夫々適當ナル措置
ヲ執リ以テ此ノ難關ヲ排除シ國運ノ發展ヲ期スルノ覺悟ナ
カルヘカラスト存ス

右謹テ奏ス

昭和八年十月十日

倫敦國際經濟會議全權委員

子爵

品ハ到底之ニ競爭シ能ハサルノ事實ハ各國注目ノ的トナリ

居ルコト疑フヘカラス是ニハ現時本邦爲替相場ノ下落セ

ルニ原因スルコト否ムヘカラスト雖モ斯クノ如キ進出ヲ可

*事項編注

本件會議については、同會議我が方代表部作成の會議報告書が既刊『日本外交文書 昭和期國際連盟經濟關係會議報告書集』第二卷に収録されているので、本件會議の詳細な討議内容などについては、同書参照。

四 國際連盟における諸問題*

161 昭和八年二月二日 在中國中山(詳一)公使館一等書記官

より
内田外務大臣宛

南洋群島委任統治地域に日本海軍根拠地建築
との漢字紙論調について

公第五三號

(2月15日接受)

昭和八年二月二日

在中華民國日本公使館

公使館一等書記官 中山 詳一〔印〕

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

南洋諸島ニ於ケル日本海軍根據地建築ニ關スル

漢字紙論調報告ノ件

一月二十七日ノ北平晨報ハ「南太平洋ノ日本海軍根據」ト

題シ概略左ノ如キ社論ヲ掲載シタルニ付何等御参考迄譯報

ス
日本ハ歐洲大戰參加ノ際豫メ英人ノ同意ヲ得戰後赤道以

北ノ南太平洋ノ諸島ヲ委任統治ノ名義ノ下ニ占有セル處

策ニシテ日米戦争ニ關スル多數ノ著書對露不可侵條約締

結ヲ拒絶セル事實或ハ此ノ一年來ノ國際聯盟ニ對スル態
度等ヨリ觀テ眼中ニ米國ナク露國ナク全世界ナシト云フ
ヲ得ヘシ然シテ我國ノ平素國防ニ重キヲ置カサルニ對シ
テハ無組織國家或ハ國家形體ヲ具有セスト揚言シ居レリ
日本ハ實ニ武力強弱ノ外ハ所謂道德或ハ人道、正義ヲ絕
體ニ承認セス此レ吾國民ノ日本ヲ諒解セムト欲スル者ノ
注意セサルヘカラサル所ニシテ若シ我々カ自ラ文化上ノ
先輩タル事ヲ恃ミ昔日ノ舊習ヨリ「倭奴」ヲ以テ之ヲ目
スレハ大ニ錯誤ヲ來スヘシ

本信寫送付先 公使

南京 在滿大使

162 昭和8年2月5日 沢田連盟事務局長より
内田外務大臣宛(電報)

連盟理事選挙制度改正委員会における理事定

員増加案の討議状況について

ジュネーヴ 2月5日後発

本省 2月6日前着

第三四號
巴里宛貴電第一三號ニ關シ
理事選挙制度改正委員會ハ客月三十日以來數回會合葡國提
出ノ理事會定員增加案ヲ審議ス本官ハ葡國案ノ趣旨ニハ贊
成ナルモ右ハ現在定員ノ下ニ於テモ選挙制度ノ改正ニ依リ
満足ヲ與フル方法アルヘク本委員會トシテハ右方法ニ付考
究スヘキナリトテ冒頭貴電ノ趣旨ヲ敷衍説明シ置キタル處
英、獨、瑞典、加奈陀モ定員增加ニ反対シ佛外七箇國ハ葡
國案ヲ支持シ種々討議ノ結果英代表「セシル」ハ右定員ヲ
増加セス唯現行選挙制度ヲ改メ現在ノ地理的「グループ」
ニ加フルニ右ニ屬セサル諸國ヲ以テ「グループ」ヲ造リ
輪番ニテ各「グループ」代表者ヲ選出スル制度ヲ提議シ本
官其ノ他主義上ニ贊意ヲ表シタルモノアリシモ議纏ラス
結局右英案並今回委員會記録ヲ各自國政府ニ送り來ル四月
後半頃本委員會ヲ再開報告書ヲ作成シ五月理事會ニ之ヲ提
出シ得ル様取計フ事トシ四日散會セリ

尚葡國代表ニ對シテハ葡發閣下宛第四號ノ次第モアリタル
ニ付當方ノ趣旨ヲ懇篤ニ説明シ置キタリ

葡國へ轉電セリ

163 昭和8年2月6日 内田外務大臣より
在米国出淵大使宛(電報)

連盟脱退後の南洋群島委任統治に関する米国

國務省声明の真相取調べ方訓令

本省 2月6日後6時0分発

ワシントン 2月7日後発
本省 2月8日後着

第八七號

第七日「ニューヨークタイムス」ハ左ノ趣旨ヲ報セリ

日本カ若シ聯盟ヲ脱退セハ太平洋委任統治諸島ヲ併合スル
ヤモ知レストノ東京通信ニ對シ六日國務省ハ沈黙ヲ守リ假

リニ斯カル問題カ具体的ニ持上ルモノトセハ右ハ「フーヴ
ア」政府カ任期ヲ終リタル後ノ事ナルヘク差當リ國務省
ハ問題發生ノ可能性ヲ考フル事スラナシ居ラストノ事ナリ
米國ハ世界大戰以來歷代ノ政府ヲ通シ委任地域ノ「ディス
ポジション」ニ關シ相談ニ預カル權利ヲ大戰參加國タル理
由ニ依リ主張シ來レル所右ノ態度ハ昨年以來ノ委任力解カ
レ同國カ獨立國トナレル際繰返シ表明セラレ(客年十一月
三日附普通公第五六五號參照)今日モ依然トシテ強ク支持
セラレ居レリ

聯盟へ轉電セリ

164 昭和8年2月7日 在米国出淵大使より

内田外務大臣宛(電報)

連盟脱退後の南洋群島委任統治に対する米国
國務省の意向に関する報道について

第三四號

四 國際連盟における諸問題

165 昭和8年2月18日 沢田連盟事務局長より
内田外務大臣宛(電報)

杉村公使より連盟事務次長辞任の申出について

ジユネーヴ 2月18日後発

本省 2月19日前着

第四五號(極秘)

長岡理事ヨリ

今般杉村公使ヨリ聯盟ニ於ケル日支問題モ近ク一段落ヲ告

クヘキニ付近日事務總長ニ對シ正式ニ事務次長辭任ノ申出

ヲ爲シ四月下旬迄ニ當地出發ノ希望ナル趣ヲ以テ本理事ノ

諒解ヲ求メ來レリ日本ト聯盟トノ關係今回ノ如クナレル此

ノ際同公使力依然政治部長トシテ事務局ニ止マルコトノ到底不可能ナルハ御想像ニ難カラサル通リナルヲ以テ本理事ニ於テ右同公使ノ申出ニ對シ異存ナキ趣回答シ置キタリ御承知ノ通同公使ハ過去五ヶ年聯盟ニアリテ我方トノ聯絡ノ任ニ當リ其ノ功績顯著ナルモノハ想像以上ノモノ有之本理事着任以來モ十九人委員會ト我方トノ關係「デリケイト」ナルニモ顧ミ特ニ同公使ノ援助ヲ煩ハセルコト鮮カラス又客臘以來同公使カ「ドラモンド」トノ間ニ「コンシリエイ

後モ引續キ勤務ノ決心ヲ以テ事ニ當ランムル様取計フコト機宜ノ處置ト認メラルニ付テハ右御考慮ノ上至急何分ノ儀御回電アリタシ

167 昭和8年3月4日 沢田連盟事務局長より
内田外務大臣宛(電報)

英國のチャコ紛争に関する武器禁輸提議に対する顧維鈞連盟中国代表の主張について

第一九號

壽府發電報第五七號ニ關シ

二十八日午後本件ニ關シ事務總長室ニ於テ理事會私的會議ハレタルカ(我方ハ案内ヲ受ケタルモ出席セス)情報ヲ

綜合スルニ其際英國代表ハ「チャコ」紛争ニ於テハ孰レカ侵略國ナリヤ明カナラス依ツテ此ノ際速ニ紛争兩當事國ニ

對スル武器ノ禁輸ヲ斷行スヘント提議シタルニ對シ顧維鈞^(約)ハ紛爭兩當事國ニ對シ武器ノ禁輸ヲナスハ侵略國決定不可能ノ場合ニノミ限リヘク日支紛争ノ如キ侵略國カ明瞭ナル

ショーン」ノ成立ニ盡力シタル經緯ハ閣下ニ於テ御存シノ通ナリ就テハ最近臨時總會終了ノ機會ニ於テ閣下ヨリ直接同公使ニ對シ謝意表彰方御取計ヲ得度ク右申進ム

166 昭和8年2月25日 沢田連盟事務局長より
内田外務大臣宛(電報)

連盟脱退の場合の邦人連盟職員の地位につき

意見具申

ジユネーヴ 2月25日前発

本省 2月25日後着

第五四號

愈聯盟脱退ノ場合ニ於テハ事務局勤務本邦人原田及土田ノ地位ニ付テモ考慮ヲ要スル次第ニテ本人ニ於テハ居辛キ事情有之コトハ想像ニ難カラサル處ナルモ之ヲ我國ノ立場ヨリ考フル時ハ同人等カ依然事務局ニ在リテ聯絡ノ任ニ當リ且ツ諸般ノ情報ヲ供給シ吳ルルコト有利ナルコト申迄モ無之次第ト存スルニ付(差當リ同人等ノ事務局殘留ニ付事務局側ニ於テ特ニ異存アルヘシトハ思ハレス)若シ政府ニ於テ御同感ナラハ之ヲ政府ノ御意図トシテ本人等ニ傳達シ今

モノニ付テハ侵略國ノミニ對シテ適用スヘシ若シ英國ノ提議ニシテ侵略國タルト否トヲ問ハス双方ニ對シ適用スルヲ原則トスル趣旨ナラハ之ニ贊成シ得スト主張シ「マダリアガ」初メ之レニ贊成シタルモノアリ結局「差當リ侵略國不明ナルニ付双方ニ適用ス」トノ了解ニ達シタル所禁輸ノ實行方法等ニ付種々疑義ヲ生シ又一面米國政府ノ意図ヲモ確ムル要アリ更ニ三人委員會(「アイルランド」「グアテマラ」「西班牙」)ヲシテ各國政府ニ送ル「ケスチヨネール」ヲ作成スル事トナレリ然ルニ三人委員會ハ別電^(註)第二〇〇號ノ如キ各國政府ノ宣言案「モデル」ヲ作成シ之レヲ二日午後理事會非公式會合ニ提出各國代表ノ承認ヲ得理事會ハ第十一條ニ依リ近日本件ヲ審議スル事ニ決定セリトノ事ナリ本電別電ト共ニ在歐米各大使ヘ轉電セリ

在米大使ヨリ伯亞智ヘ轉電アリタシ

編注 別電第二〇〇號見当らず。

168 昭和8年3月24日 内田外務大臣より
在独國藤井(啓之助)臨時代理大使宛(電報)

我が国連盟脱退後の南洋群島委任統治に関する

独国政府声明の真相取調べ方訓令

別電 三月二十四日発内田外務大臣より在独国藤井

臨時代理大使宛第一九号

右独国政府声明要旨

本省 3月24日後3時20分発

第一八號

二十二日貴地發聯合ハ帝國ノ聯盟脱退後ノ我委任統治地域
ノ歸趣ニ關スル大要別電第一九號ノ如キ獨逸政府當局ノ聲

明ナルモノヲ報シ居ル處右ニ關スル真相取調べノ上回電アリ度

(別電)

本省 3月24日後3時50分発

第一九號

南洋委任統治ノ問題ハ國際的手段ニ依リテノミ解決セラル
ヘキモノナリ蓋シ右ハ委任統治制度ノ根本問題ニ屬シ聯盟
理事會並ニ委任統治委員會ノ管轄ニ屬スル事項ナルヲ以テ
ナリ理事會並ニ同委員會力本問題ヲ處理スルニ至ル場合ハ
獨逸政府ハ植民地ニ關スル獨逸ノ一般的利害關係ニ合致ス

ル立場ヲ執リ之ニ臨ム心算ナリ

169 昭和8年3月25日 在独国藤井臨時代理大使より

内田外務大臣宛(電報)

南洋群島委任統治についての独国政府声明に

関し同国當局者との会談について

ベルリン 3月25日後発

貴電第一八號ニ關シ

二十五日本件真相聽取ノ爲往訪ノ七田ニ對シ主管局長「リ
クコツヅ」立會ノ上「ミヘルゼン」ヨリ右局長不在ノ爲會
見ノ遲レタルヲ斷リタル上

本件報道カ獨逸政府ノ正式聲明ニ非サルコトハ之力發表機
關タル「ウォルフ」ノ之ヲ掲ケ居ラサルヨリ見テモ御了解
ノコトト思考ス日本ノ聯盟脱退未タ實現セス右通告アルモ
日本ハ二年間尙聯盟國タル一方聯盟側ニ於テハ現在何等之
ヲ重要視シ居ラサルヨリ見テ此ノ際獨逸政府ノ態度發表ハ
有リ得サル處ナリ唯最近ノ東京通信カ閣議ノ決定或ハ海軍

大臣ノ聲明等ト稱シテ本問題ヲ取扱ヒ居ル爲當國ノ植民協

會新聞等ヨリ政府ノ態度ニ關シ質問ヲ受ケタル爲 Reichs-

pressestelle ヨリ委任統治地域問題具体化ノ際獨逸側ノ進
ムヘキ方向ニ關スル「ヒント」ヲ與ヘタルニ過キスト語リ
タルニ付七田ヨリ其内(容)ハ貴電第一九號ノ通ナリヤト
問ヒタルニ對シ大体其「ライン」ナリト答ヘタリ

次テ局長退席後「ミ」ハ日本側新聞ノ論調ニ依リ獨逸官邊
モ何等カロヲ開カサルヘカラサル破目ニ押付ケラレシコト
本件ノ真相ト考ヘラレ國際政治ノ動キ微妙ナル今日現實急
迫ノ性質ヲ有セサル此種問題ノ爲兩國民心ニ面白カラサル
感情ヲ生スルハ御互ニ友人トシテ遺憾至極ナリト語リタリ
英、米、佛、伊ヘ轉電セリ

第四七號

往電第四六號ニ關シ

二十四日本官カ國粹社會黨有力者ヲ招待セル「ソワレー」
席上同黨唯一ノ外交通トシテ豫テ外務大臣候補ノ一人ニ數
ヘラルル「ローゼンベルク」ハ七田ニ對シ南洋委任統治地
域問題ハ夫レ自體ハ重要視スル價值鮮キモ植民地回復主義
上ノ問題トシテ黨側ニ於テモ之ヲ重要視ス唯之カ解決ヲ聯
盟理事會ニ委ネントスルノ論アルモ聯盟ノ手並ハ既ニ試驗
濟ナレハ自分トシテハ新大使モ近ク着任セラルレハ日獨間
ニ直接交渉ヲ開クコト得策ナラスヤト思考シ居ル旨語レル
ニ付七田ハ交渉ニ依リ如何ナル妥協ヲ想像セラルヤト質
セル處右ハ元來西班牙ヨリ金錢ニテ買取リシモノニシテ現
在ノ獨逸ニ執リ重要性薄キモノナレハ獨逸トシテハ飽迄其
領土權回復ヲ主張スヘシトモ思ハレス日本側ニ於テ交換利
益ヲ提供セラルニ於テハ必シモ妥協不可能ナリトハ思
考セスト述ヘタリ右意見並ニ其他來會セル黨機關紙關係者
ノ言論ヨリ察スルニ日本側ニ於テ植民地問題ニ關シ積極的
ニ獨逸ヲ支持シテ率先統治地域ヲ還附スルノ態度ヲ示サハ
獨逸トシテハ之ヲ再ヒ日本ニ賣却スルモ差支無シトノ意

170 昭和8年3月25日 在独国藤井臨時代理大使より
内田外務大臣宛(電報)

連盟脱退後の南洋群島委任統治に關し日独直接
交渉が得策とのローゼンベルクの談話について

本省 3月26日後着

ベルリン 3月25日後発

見黨内一部ニ存在スルモノノ如シ

英、米、佛、伊ヘ轉電セリ

171 昭和8年3月30日 丹羽(七郎)内務省社会局長官より
在ジユネーヴ吉阪(俊歲)国際労働機
関帝國事務所長宛

国際労働機関との協力継続に関する声明について

国際労働機関協力存續ニ関スル聲明ノ件

昭和八年三月三十日

社會局長官

在壽府

國際労働機関帝國事務所長宛

第十一號

三月二十七日帝國政府ハ聯盟脱退ノ通告ヲ發シタルヲ以
テ右通告書及三月二十七日渙發セラレタル詔書(瑞西公
使館ニ電送シアリ)ノ旨ヲ體シ帝國ノ公明ナル態度ヲ勞
働事務局長等ニ徹底セシムルト共ニ適當ナル機會アラバ
最近ノ理事會ニ於テ大体左記ノ趣旨ニ依リ帝國政府ノ意
ヲ明ニセラルベシ

172 昭和8年4月1日 在ベルギー佐藤大使より
内田外務大臣宛(電報)

連盟脱退後における我が方の対連盟機関に關する松平大使などとの協議について

プラッセル 4月1日後発
本 省 4月2日前着

第一七號

壽府聯盟宛貴電第四五號ニ關シ
松平大使始メ武者小路、矢田、杉村、齋藤四公使ト一應意

見交換セル處壽府ニ我方ノ對聯盟機關ヲ置ク事ニ付テハ孰
レモ其ノ必要ヲ認メ大体往電卑見ニ贊成ニシテ杉村ハ國際
會議常設日本事務所ノ名義ヲ以テセハ孰レモ支障無カラソ
トノ意図ナリ但シ啓發事務ノ爲壽府ニ中心機關ヲ設クル事
ニ付種々異論アリタリ右ハ本件啓發事務其ノモノノ範圍判
然セサル結果自然右事務遂行上ノ最良方法ニ付意見區區ニ
別ルル次第ト考ヘラル更ニ本使壽府ヨリノ歸路二十八日巴
里ニ於テ長岡大使及事務局側共詳細意見交換ヲ爲シタルカ
右ニ付テハ巴里聯盟發閣下宛第五四號ニテ御承知相成度シ
英、佛、巴里聯盟ヘ轉電セリ

173 昭和8年4月4日 在ニュー・ヨーク堀内總領事より
内田外務大臣宛(電報)

連盟脱退通告後の南洋群島委任統治に関する

松岡代表記者会見の反響について

ニュー・ヨーク 4月4日後発

本 省 4月5日前着

四 國際連盟における諸問題

第九八號

日本ノ聯盟脱退ニ關聯シ南洋委任統治問題ハ隨時電報ノ通

「帝國政府ハ國際聯盟脱退ノ通告ヲ發スルノ止ムナキニ至リタルモ世界ノ平和ヲ確保シ正義人道ヲ愛好スルモノ念慮ハ聊カモ滅殺セズ寧口益々其ノ念ヲ固クスルモノナリ

帝國政府ハ國際労働機関ノ事業ハ正義人道ヲ基礎トンテ世界恒久ノ平和ヲ確保セントスルモノナルニ依リ且右事業ハ世界ノ一切ノ國ガ相共ニ之ニ參與スルコトヲ最モ緊要トスルモノナルヲ知ルニ依リ國際聯盟脱退ニ拘ラズ國際労働機関トハ依然協力ヲ緊密ニシ其ノ崇高ナル目的ノ達成ニ翼賛セントス」

174 昭和8年4月6日 松田(道一)條約局長より
安達(峯一郎)常設國際司法裁判所所長宛

連盟脱退による我が國と國際司法裁判所との
関係につき同裁判所側の内意照会について

昭和八年四月六日

外務省 松田局長

「ヘーグ」常設國際司法裁判所所長

聯盟脱退ニ依リ帝國ガ常設國際司法裁判所關係ニ於テ受クル影響並ニ之ガ對策ニ關シ裁判所側ノ内意照會件

拜啓時下益々御清穆ノ段奉慶賀候陳者帝國ガ愈々國際聯盟ヨリ脱退スルコトト相成ラバ常設國際司法裁判所關係ニ於テモ帝國ガ種々影響ヲ受クル所可有之ト存ジ目下左ノ點ニ付愼重考究中ニ有之候處本件帝國ノ受クルコトアルベシト考ヘラル主要ナル影響及右ニ對スル當方ノ意見並ニ帝國ノ講ズベキ措置振ニ關スル當方ノ意見等別紙記載ノ通一應立論致候ヘドモ本件ハ法理的ニ見テ多クノ疑問ヲ含ミ居り候ニ付テハ右各項ニ關シ是非賢臺ノ御高見ヲ拜承致度又貴裁判所側ノ意嚮等モ御分リノ點アラハ併セテ當方参考迄御回示ヲ得ハ執務上甚々好都合ニ有之候右御願旁得貴意候

敬具

(一)聯盟脱退ニ依リ帝國ハ當然裁判所規程ヨリ脱退スルヤノ按スルニ本件裁判所ハ規約第十四條ニ基キ設置セラレタルモノニシテ其ノ成立ノ沿革、組織及運用上國際聯盟ト密接ナル關係ヲ有スルハ事實ナルモ、他方本件裁判所規

要之聯盟脱退ニ依リ帝國ニ對スル裁判所ノ管轄ノ範圍ハ現在ニ非ス「ブラジル」國等モ聯盟脱退後引續キ規程加入國トシテ留マリ居レリ
(二)聯盟脱退ニ依リ帝國ニ對スル裁判所ノ管轄ノ範圍ハ現在帝國ニ對スル管轄ノ範圍ニ比シ差異ヲ生ズルヤノ點
按スルニ帝國ハ應訴義務ヲ受諾シ居ラサル故現在帝國ニ對スル裁判所ノ管轄ハ規程第三十六條第一項ノ範圍ニ限ラル即チ帝國カ他方當事國トノ合意ニ依リ付託スル一切ノ事件及帝國カ條約國タル現行諸條約（二國間ノ條約及多數國間ノ條約）ニ於テ特ニ規定スル一切ノ事項ノ範圍

ニ限ラル（例、帝國ト瑞西國間司法的解決ニ關スル條約（第二條）、通過ノ自由ニ關スル條約（第十三條）、國際勞働諸條約等）

而シテ將來帝國カ當事國トシテ或事件ヲ本裁判所ニ付託スヘキ新ナル合意ヲ爲シ又ハ斯ル合意ノ規定ヲ含ム新ナル條約ヲ締結スルト否トハ帝國ノ自由ナルモ現在帝國カ當事國タル前記諸條約ノ關スル限り裁判所ノ管轄ヲ義務的ニ認メサルヲ得サルヲ以テ聯盟ヲ脱退スルモ帝國ニ對スル裁判所ノ管轄ハ現在帝國ニ對スル同裁判所ノ管轄ニ比シ其ノ範圍ニ差異ヲ生セス

(三)帝國ガ聯盟國トシテ裁判所ノ組織運用等ニ關シ有スル權能ニシテ聯盟脱退ニ依リ當然喪失スルモノアリヤノ點

帝國ガ聯盟國又ハ理事國タル資格ニ於テ裁判所ノ組織及運用ニ關シ有スル權能ハ脱退ノ豫告後二年ヲ経過スレバ當然之ヲ失フニ至ルベシ即チ

(2)裁判官ノ手當、裁判所ノ書記及其ノ他ノ職員ノ待遇ノ得ザルベシ

(1)理事會及總會ニ於テ行ハルル裁判官ノ選舉ニ參加スル

決定ニ參加スルヲ得ザルベシ

程ヘノ加入ハ規約トハ別個ノ國際約束タル「常設國際司法裁判所規程ニ關スル署名議定書」ニ對スル署名及批准ニ依リ行ハルモノニシテ規約ヘノ加盟トハ全然獨立ノ意思ト手續トニ依リ行ハルモノナリ故ニ其ノ一方ヨリ脱退スレハ他方ヨリモ當然脱退スト云フコトヲ得ス
更ニ同議定書カ聯盟國ノミナラス規約附屬書所載ノ國ノ加入ヲモ認メ居ルニ鑑ミ本件裁判所規程加入國ノ地位ハ必ラスシモ聯盟國タル地位ヲ前提トスルモノニモ又兩者ノ地位力不可分ノモノニモ非ス

トシテ留マリ居レリ
(四)從來帝國ハ勞働事件又ハ通商及交通ニ關スル事件等ノ專門委員タルベキ者二名ヲ指名セルモ將來之ヲ指名スルヲ得ザルニ至ルベシ
(4)裁判所ニ對シ勸告的意見ヲ請求スル爲ノ理事會又ハ總會ニ於ケル討議及決定ニ參加スルヲ得ザルベシ、隨テ帝國ガ利害關係ヲ有スル事件ニ關シ裁判所ニ諮詢セラルコトヲ欲セザル場合ニ於テモ帝國ハ之ヲ阻止スルコトヲ得ザルニ至ルベシ（勸告的意見ヲ請求スルニハ全會一致ヲ要スルモノト解ス）
(四)聯盟脱退後帝國ハ裁判所規程改正ノ審議ニ參加スルヲ得ルヤノ點
按スルニ聯盟規約及裁判所規程ニハ規程ノ改正ニ關スル規定ナキ處昭和四年（一九二九年）ニ行ハレタル規程ノ改正ノ實際ノ手續ヲ見ルニ第九回聯盟總會ハ聯盟カ規程ノ改正ヲ提案シ得ルコトニハ疑問ノ餘地ナシトシ手續トシテハ理事會ニ於テ改正案ヲ作成シ總會ノ承認ヲ經タル上之ヲ規程ノ署名議定書署名國會議ニ付議スルコトシ、昭和四年九月招集セラレタル同會議ニハ當時既ニ聯盟ヲ脱退シ居タル「ブラジル」代表モ署名議定書ノ署名國ト

シテ招請セラレタリ

スルヲ要スルヤノ點

規程ノ改正ハ其ノ提案者ノ如何ヲ問ハス署名議定書署名全部ノ同意ナキ限り成立スルヲ得サルヘク、帝國ハ聯盟脱退後モ署名議定書ノ署名國トシテ規程ノ改正ニ参加シ得ルモノト思考ス

(五) 联盟脱退後裁判所ノ經費ヲ負擔セサルコトトナルヤ又若シ然リトスレハ之ニ對スル措置如何ノ點

按スルニ裁判所ノ經費ハ國際聯盟之ヲ負擔ス（規程第三十三條）トアリ而シテ聯盟國ハ聯盟ノ經費ヲ負擔スルコトニ依リ（規約第六條末項）間接ニ裁判所ノ負擔ニ任スル次第ナル故帝國カ聯盟ノ經費ヲ負擔セサルニ至レハ裁判所ノ經費負擔ニモ任セサルコトトナルヘシ

而シテ脱退後帝國カ世界平和促進ノ爲引續キ裁判所加入國トシテ留マル以上裁判所經費ヲ分擔スルヲ可トスルヤニ思考セラル、現ニ米國ノ如キモ裁判所ヘノ加入ノ上ハ本件經費ノ公平ナル負擔ニ任スヘキ旨申出居レルニモ鑑ミ帝國ハ實際問題カ發生スル場合相當考慮スル要アルヘシ

(六) 联盟ヲ脱退スレハ帝國ノ國籍ヲ有スル現任裁判官ハ辭職

(七) 联盟脱退ニ依リ帝國カ喪失スヘキ或種權能ニ關シ如何ナル措置ヲ講スヘキヤノ點

尙「ブラジル」國カ聯盟ヲ脱退セル際同國ノ國籍ヲ有スル裁判官ハ在任セリ

按スルニ裁判所ノ組織運用等ニ關シ聯盟國又ハ理事國トシテ有スル權能ヲ喪失スルニ至ルベキニ付脱退後モ之ヲ何等カノ形式ニ依リ從前ト同様ニ保有シ得ル様措置致度考ナリ

而シテ其ノ重要ナルモノハ

(1) 裁判官ノ選舉ニ參加シ得ルコトスベキコト

(2) 帝國ガ當事國タル紛争、帝國ガ利害關係ヲ有シ又ハ有スト主張スル紛争又ハ問題ニ關シ帝國ノ同意ナクシテ

ハ裁判所ガ勸告的意見ノ請求ニ應ゼザルコトヲ確保スルコト

尤モ帝國ガ當事國タル紛争ニ關シ裁判所ハ帝國ノ同意ナクシテ意見ヲ下サザルベシト信ジテ可ナルベシ（例、東「カレリア」事件）

(八) 联盟脱退ニ依リ帝國ガ喪失スベキ或種權能保持ノ爲關係國ノ了解ヲ取付クルニハ如何ナル方法及手段ガ最モ實現ノ可能性ヲ有スルヤノ點

按スルニ「アメリカ」合衆國ガ本裁判所ヘノ加入ニ對シ同國上院ノ附シタル留保及條件ヲ關係國ヲシテ承認セシムル爲講ジタル措置及之ニ對スル聯盟竝ニ關係國側ノ態度等ハ本件整理上帝國ノ参考トナルベシト思考スルモ他方形式的ニ之ヲ見レバ帝國ノ場合ハ既ニ規程署名議定書ニ對スル批准書寄託後ニ於テ留保又ハ條件ヲ附セントスルモノナル故關係國ノ承認ヲ求ム上ニ於テ米國ノ場合ニ比シ一層ノ困難アルベシト思考セラル而シテ之ガ實現ノ方法及手續ハ(1)帝國ノ要求ニ關シ他ノ規程署名國ノ承認ヲ各別ニ取付クルカ(2)聯盟脱退後規程署名國トシテ留馬ル國ニ對シ本件裁判所關係ニ於テ聯盟國又ハ理事國ト

175 昭和8年5月18日 安達常設國際司法裁判所所長より

松田條約局長宛

連盟脱退後の我が国と國際司法裁判所との関係についての私見

機密

拜復時下益々御清康ノ段慶賀ノ至ニ存上候陳者去四月六日附貴信ハ同廿七日確力ニ難有拜受、直チニ御返答申上度存

候得ヘトモ毎日取込居リ遂ニ延引致候段何卒御海容被下度

願上候、別紙ハ全然小生一己ノ意見ニ有之、裁判所又ハ裁

判官等トハ別ニ相談又ハ諮詢シタルコトナキ次第御座候

ヘトモ彼等ノ所見セ略々同様ナルモノノ如ク想像セラレ候

尙申上クルマテモナク小生力本件ニ關シ私見ヲ申上ケタル

事ハ何卒一切外部ニ洩レサル様御配慮被下度願上候草々謹

言

昭和八年五月十八日於海牙

安達 峯一郎

松田條約局長閣下

(別 紙)

(一) 私見全ク貴示ノ通りニ有之何人モ疑フ容レス候尙本件ニ

關シテハ Revue de droit inter. et de Legis. comparée (1932, no. 3) 所載 Article de M. André Recker 第九

及第十頁 Compétence de la Cour 及 ratification de Statut ノ部分御一讀被下度小生モ略々同見ニ候

(二) 全然貴示ノ通リニ候

(三) 貴示(1)貴見ノ通り

(2) 同 上

(3) 貴示專門委員ハ裁判所規程第二十六條第四項ニ依リ直接ニ指定スルヲ得サル事トナルヘキモ平和條約第四一二條ノ運用ニ依リ本邦人二名前記專門委員タルヘキ様措置スル事ヲ得ヘシ此點他省當局ト

モ豫メ御内議セラル事御便宜ト存セラル

(4) 全然貴示ノ通りニ候

四 規約改正審議ニ參加ノ件ハ帝國ニ於テ裁判所規程ヨリ脱退セサルニ於テハ(脱退權ノ有無ハ(九ニ於テ述フヘシ))

多分昭和四年九月伯國招請ノ先例ニ依ルコトトナランモ當然ノ權利トシテハ異論アルモノノ如シサレド私見ハ貴示ノ通りナリ

(五) 経費ヲ負擔セサル事トナルハ貴示ノ通りナルモ相當分擔スル事ハ至當ナルカ故ニ米國ニ於テモ「ルート、プロトコル」上院批准(今秋ニ延ビタリ)後ハ聯盟經費英國分擔率ニ等シキ金額ヲ聯盟ニ拂ヒ聯盟ハ直チニ之ヲ裁判所ニ移ス事ニ協議整ヒ居リ「ブラジル」モ同様ノ手續中ナリ

(六) 全然貴示ノ通り何人モ疑ナキモノノ如シ但シ帝國ニ於テ

聯盟脫退後ハ帝國臣民タル裁判官ノ依然トシテ所長タル事ハ外間ニ多少奇異ノ感ヲ與フルナラント思フ者アルモノノ如シ(千九百三十六年末マデ所長留任ノ希望ヲ内々申込ミタル者アリタル際ノ話シ)

(七) 全然貴見ノ通りニ候尤モ(2)東「カレリヤ」事件ノ先例ハ貴重ナル材料ニシテ米國等ニ於テ將來モ不動ナルモノノ如ク信スルモノノ如キモ(「スチムソン」ノ上院ニ宛テタル公文其他)現ニ小生取巻ノ連中ニモ反對說ノ者アリ

タルハ惡先例ト思ハル

(八) 此點ニ關シテハ脱退ノ權ナシトスル者今ニ最大多數タルモノノ如キモ(規程第三十六條第三項最後ノ四字等御參照) rubus sic stantibus ノ原則(?)ニ基キ此權利ヲ主張スルコト全然不可能ニ非スト思フ者モアル趣ナリ乍去規程脱退ト否トハ帝國ノ裁判所ニ對スル法律的地位ニ何等實質的變更ヲ成スモノニ非サルガ故ニ實際上ノ問題トンテハ深ク研究スルヲ要セサルモノノ如シ但シ右脱退(規程批准取消)ハ一般ニ對スル抗爭的表彰(manifestation hostile)ノ形式ト認メラレ且ツカク信セラルヘキ似モノヲ收ムル事帝國ニ取り容易ナラサルヘキモ帝國ニ於テ裁判所規程ヨリ脱退スル事ナク且ツ其際万般ノ措置宜シキヲ得ハ多分成功スヘント豫測セラル、其實行ノ手數トシテハ帝國聯盟脱退期ヨリ可ナリ前ニ帝國ヨリ他ノ規約加入諸國ニ對シ各別ニ交渉シ右諸國全体(理事會員タル諸國ヲ除ク)ヨリ聯盟理事會ニ對シ本件ニ關シ特

176

昭和8年5月25日

伊藤連盟事務局長代理より

内田外務大臣宛(電報)

アヘン諮詢委員会における滿州國アヘン問題

への対応につき意見具申

ジョネーヴ 5月25日前発
本省 5月25日後着

第六九號

~~~~~

制採用事情其ノ他前記ノ諸點ニ付滿洲國側ヨリ實情ヲ公表シ之ヲ聯盟ナリ或ハ適當ナル箇所へ通告スル如キ方法ヲ講セラル事或ハ機宜ニ適セスヤト思考セラルニ付御考慮ヲ煩ハシ度シ

(一)阿片諮詢委員會廿二日ノ會合ニ於テ支那ニ關スル討議ニ際シ白耳義及伊國委員ヨリ滿洲國ニ於ケル(イ)阿片制度ノ現狀(口)阿片專賣收入ヲ擔保トスル借款(ハ)現行國際阿片條約ト滿洲國トノ關係等ニ關シ我方ノ説明ヲ求ムルト共ニ事務局側ニ於テ何等情報ヲ有シ居ラサルヤフ質問セリ阿

片部長ハ右ニ對シ本邦銀行團ト滿洲國トノ間ニ專賣收入ヲ擔保トスル借款成立セル旨並其ノ外ニハ何等ノ情報ヲ有セサル旨ヲ述ヘタリ

(二)本件ニ關シテハ客年來御電訓ノ次第モ有リ滿洲國側ヨリ適當ノ方法ニ依リ説明ヲ與フル事至當ナリト認メ本官ハ陳述ヲ差控ヘ置ケリ

(三)右ノ如ク本委員會關係者(例ヘハ伊國委員)其ノ他ノ方面ニテ東三省ハ素ヨリ日本軍勢力下ニ在ル熱河、北支方面ニ於ケル阿片麻薬狀態ノ惡化ヲ云々シ宣傳ガマシキ事ヲ爲ス者相當多キ現狀ニ付貴電第四九號滿洲國阿片專賣

177 昭和8年6月26日 内田外務大臣宛  
内田外務大臣より  
在ブラジル林(久治郎)大使宛(電報)  
ブラジルの國際司法裁判所との關係につき調査  
査方訓令  
本省 6月26日後6時20分発

第三六號

責任國ハ聯盟脫退后モ引続キ常設國際司法裁判所規程ニハ參加シ居ル處裁判官ノ選舉、裁判所ノ費用分担及勸告的意見ノ請求其ノ他ニ関シ非聯盟國トシテノ地位ヲ明カナラシムル為聯盟側等ト何等交渉シ又ハ了解ヲ遂ケタルコトアリヤ又今后右様ノ措置ヲ執ル意向アリヤ當方参考ニ資シ度ニ付適當ノ機會ニ於テ貴方限リノ思付トシテ責任國當局ニ御問合ノ上結果回電アリ度シ

~~~~~

178 昭和8年7月4日 伊藤連盟事務局長代理より
内田外務大臣宛

リオ・デ・ジャネイロ 7月5日後発

成年婦女子完買禁止に関する議定書案の送付

について

普通聯本公第二七三號

(7月25日接受)

昭和八年七月四日

在巴里

ブラジルの國際司法裁判所との關係につき回答
リオ・デ・ジャネイロ 7月5日後発
本省 7月6日後着

第九五號

貴電第三六號ニ關シ

伯刺(剣カ)西爾外務省カ大統領ニ提出シタル一九二九年報告書ニ

付取調ヘタル處一九二九年九月壽府ニ開催セラレタル國際司法裁判所規定改正會議ニ於テ伯刺(剣カ)西爾代表ハ自國ノ地位ヲ明確ニスル目的ヲ以テ議長ニ對シ(一)費用分擔ハ各國トノ

協定ニ依リ定メラルヘキ額ヲ支拂フ用意アリ(二)裁判官選舉ニ關シテハ聯盟國タルト否トノ別無ク凡テノ國家ト均等地位ニ於テ參加シ度ニ付適當ノ新規定(剣カ)ヲ設ケラレ度シト申出テタル處同會議ハ(二)ニ關スル伯刺(剣カ)西爾側希望ヲ容レ改正議定書附屬書新第四條末段ヲ追加スルニ至リ尙勸告的意見ニ關シテモ同附屬書第四章各條ニ依リ伯刺(剣カ)西爾ノ權利(ヲ)セリ委細別紙(省略)ニテ御承知ノ上可然御取計相成度シ茲ニ今秋總會代表者ニ右議定書署名ノ全權附與方ヲ要請越セリ委細別紙(省略)ニテ御承知ノ上可然御取計相成度シ

179 昭和8年7月5日 在ブラジル林大使より
内田外務大臣宛(電報)

タル處同大臣ハ實ハ一九三〇年革命政府外務大臣トシテ就任以來本問題ヲ仔細ニ研究スルニ一九二九年調印セラレタ

ル米國加入議定書ニ於テ同國ハ裁判官ノ選舉ニ關シ理事會

又ハ總會ノ一切ノ討議ニ參加スルヲ許サレ居ルハ勿論勸告的意見ニ付テモ頗ル廣汎ナル自由ヲ與ヘラ居レルカ右ハ

前顯附屬書ニ依リ一般非聯盟國力享受スヘキ權利ト格段ノ

差アリテ甚タ公平ノ觀念ニ反スル次第ト思量セラルヲ以

テ爾後累次聯盟事務總長ニ對シ伯刺^(刺)西爾ニモ米國ト全然同一ノ待遇ヲ與ヘラレ度旨折衝シタルモ交渉未タ纏ラサル次

第ナリ尙私見トシテハ此ノ點ヲ飽迄主張シ若シ容レラレス

ソハ司法裁判所ニ對シ全然無關心ナル態度ヲ示スモ敢テ辭

セス云々ト答ヘタリ

尙同大臣ハ本件關係書類寫一括シテ參考迄追テ送り届クヘシト述ヘ居タルニ付入手次第要領追電ス右不取敢

セス云々ト答ヘタリ

180 昭和8年7月6日 富田(健治) 拓務省管理局警務課長より
岡本(季正) 欧米局第二課長宛

南洋群島に上陸希望米国人の取扱いに関する
南洋府長官宛通牒について

昭和八年七月六日 (7月6日接受)

拓務省管理局警務課長 富田 書記官

二、病氣保養ノ名義ヲ以テスル者ニ對シテハ病氣ノ種類ニ依リ拒否スヘキ場合アルヲ以テ其ノ都度協議セシムルコト

トシ、其ノ協議ヲ遷延シテ大演習後トスルコト

三、別ニ南洋貿易會社、清水商會等當時グワム島ト連絡スル船舶ノ船長等ヲシテ適當ナル人物ヲ通シ極テ私的ニ八月末頃迄ハサイパン島ニ渡航セサルヲ可トスル旨ヲ通セシメ裏面ヨリ渡航阻止ノ空氣ヲ釀成スルコト

四、以上ノ手段ニ依ルモ尙渡航ヲ强行スル者ニ對シテハ貴廳令外國人入島ニ關スル件第一條ニ依リ上陸禁止ノ處分ヲ行フコト。但シ適當ナル口實ヲ設ケ査證拒絕ノ形式トシテ事實上上陸禁止ノ効果ヲ擧ヶ得ル途アラハ其ノ方法ニ依ラレ度、出來得ル限り上陸禁止ノ處分ヲ表面化セシメサル様特ニ外務省側ノ希望モ有之ニ付御留意相煩度尙本件ニ關シテハ海軍省ヨリ南洋武官宛同様訓電アル筈ニ付同武官トモ篤ト打合ノ上御取扱相成度

181 昭和8年7月10日 伊藤連盟事務局長代理より
ロンドン国際経済會議全權宛(電報)

連盟脱退後におけるアヘン中央委員会、アヘン諮詢委員会および委任統治委員会などの我が方ポスト
ト継続保有につき各委員に伝達方訓令について

パリ 7月10日後発
ロンドン 7月10日後着

第一五號
聯盟各種委員會報告及各種情報ノ件

182 昭和8年8月19日 内田外務大臣より
伊藤連盟事務局長代理宛(電報)

連盟脱退通告後の連盟各種機関に関する情報
収集および報告方訓令

本省 8月19日発

外務省歐米局第二課長 岡本 書記官殿
過般來ノ御協議ニ基キ別記ノ通南洋廳長官宛當省次官ヨリ通牒致置候條御諒承願上候

南洋群島ニ渡來セントスル米國人ノ上陸阻止ニ關スル件

客月二十四日御電照ニ係ル米人來島者取扱ニ關スル件ハ海軍、外務兩省ト數次ニ亘リ折衝打合ノ結果本日左ノ如ク協定シタリ、取扱上特ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

一、觀光希望者ニ對シテハ表面拒否ノ理由ナキヲ以テ南洋廳ノ指定スル時期ニ來島スルコトヲ條件トシテ差支ヘ無キ旨回答シ其ノ時期ハ大演習後トナスヘク適當ニ應接スルコト

合第五五號
大臣來電第九八号(八日後発)
伊藤次長へ

帝國ノ聯盟脱退通告後ニ於テモ本省トシテ聯盟ノ活動ニ関スル各種ノ情報ヲ得ルコト必要ナルノミナラズ外部ニモ出来ル丈ヶ廣ク知ラシメ度キニ付從来ノ通り本邦委員ノ出席

シ居ル各種委員會ノ報告ハ時ヲ移サズ速ニ提出セラルルト
共ニ其ノ他ノ委員會、總會、理事會ニ閔スル情報モ詳細且
迅速ニ通報セラレ度ク関係書類等モ力メテ之ヲ入手スル様
取計ハレ度シ

183 昭和8年9月1日 内田外務大臣より
伊藤連盟事務局長代理宛(電報)

連盟脱退通告後の理事会および総会への対応

について

本省 9月1日後6時30分発

第一九號

貴電第一四八號、第一五〇號及第一五一號ニ關シ

一、理事會中ハ貴官、横山參事官ノ外奏任二名

三、總會中ハ貴官、横山ノ外奏任四名書記生及雇員各一名

ヲ壽府ニ出張セシメ度キニ付右ノ範圍内ニテ必要ニ應シ

横山トモ御協議ノ上人選シ電報アリ度シ

三、啓發方針トシテハ既ニ聯盟其ノ他ニ於テ討論セラレタル
満支問題等ヲ蒸返ス必要ナキハ申述モナキ義^(義)ナルモ總會
ノ前後ヲ通シ支那側又ハ聯盟側ニ於テ我方ニ對シテ種々

惡宣傳ヲ爲スベキコトト豫想セラルルニ付之ニ對抗スル
為ニ適當ノ措置ヲ執ラレ度キ考ナリ就テハ右ニ付何等貴
方ニ思付アラハ電報アリ度シ

184 昭和8年9月5日 内田外務大臣より
在ニユー・ヨーク堀内總領事宛(電報)

連盟學芸協力委員會委員引受けを新渡戸博士

に依頼方訓令

本省 9月5日後4時30分発

第八九號

貴地滯在ノ筈ナル新渡戸博士へ至急左ノ通り傳ヘラレ度
聯盟學藝協力委員會ノ田中館委員本年末ヲ以テ任期滿了シ
後任ハ九月下旬ノ理事會ニ於テ任命セラルベキ處政府トシ
テハ同博士ノ留任方ヲ運動シタルモ聯盟側ニ於テ新シキ委
員ヲ要望シ居ル實情ナリ然ル處我方聯盟脱退通告ノ止ムナ
キニ至リタルモ聯盟ノ社會的文化的事業ニハ今後共協力ヲ
繼續スル政府ノ方針ハ御承知ノ通ニ有之右方針ニ基キ本件
委員會ニモ世界的名聲ヲ有スル學者ヲ推薦スル爲メ多方熟
慮ノ結果結局貴博士ヲ推薦シ度キ意向ナルニ付テハ種々御

都合アルコトトハ拜察スルモ此際枉ケテ御奮發ヲ願ヒ度ク
尙委細ハ御歸朝ノ上御相談ヲ願フコトトシ此際一應ノ御承
諾ヲ得ハ幸甚ナリ何分ノ儀至急御回示相成度

伊藤連盟事務局長代理より
内田外務大臣宛(電報)

185 昭和8年9月7日

パリ 9月7日後発

連盟總會中における我が方立場の啓發について

貴電第一一九號ノ三ニ關シ

御來示ノ如ク支那側ノ宣傳ニ對抗スヘキハ當然ノ儀ト存ス
ル處當方面ノ空氣ニ鑑ミ

一、我方聯盟脱退通告後恰モ我方力國際政局ヨリ離脱セルヤ

ノ感ヲ爲ス者鮮カラサルニ付此ノ點ニ關シテハ累次御聲明

ノ通其ノ然ラサルコト並ニ聯盟ニ對シテモ政治方面ヲ除キ

其他ノ方面ニ於テハ成ル可ク協力ヲ繼續スル意思ナルコト

ヲ知ラシメ

二、更ニ我方ハ國際政局ニ關係スヘキ問題ニハ發言ヲ爲スノ

四 国際連盟における諸問題

貴電第三三號ニ關シ

186 昭和8年9月13日 在ヴァンクーヴァー石井(康)領事より
内田外務大臣宛(電報)

學芸協力委員受諾との新渡戸博士の回答について

ヴァンクーヴァー

本省 9月13日前着 発

新渡戸博士ヨリ

御受ケス

尙當館ヨリ博士ニ對シ外交旅券發給シ差支ナシト存スルモ
爲念御回電ヲ請フ

連盟の行動牽制のため分担金不払いの利用方訓令

本省 9月22日發

187 昭和8年9月14日

広田外務大臣より
伊藤連盟事務局長代理宛(電報)

新渡戸博士の連盟学芸協力委員推薦方訓令

本省 9月14日後7時10分發

第一二七號

貴電第一六五号ニ關シ

田中館博士ノ後任トシテ新渡戸博士ヲ推薦アリ度ン

尚同博士ノ推薦ハ貴電第一六二号末段ノ次第モアリ連盟側ノ所望ナルノ故ヲ以テ同博士ニ委員就任ヲ勧説シタル經緯モアルニ付右御含ミノ上聯盟事務局側トモ充分連絡ヲ取ラレ同博士ノ當選方遗漏ナキヲ期サレ度右御如才ナキコトトハ信スルモ爲念申進ス

第五三號 極秘

連盟經費本邦分擔金ハ連盟脫退通告後二年ノ期間滿了ノ日迄ノ分ヲ支拂フ方針ナルコトハ往電第一八號(二)申進ノ通ナルカ其ノ後聯盟側ノ爲ス所ヲ見ルニ總會ハ諮詢委員會ヲ任命シ帝國ノ聯盟脫退通告後引續キ満洲國不承認問題ヲ議シ満洲國ノ健全ナル發達ヲ阻害シ延テ極東平和ノ安定ヲ妨クルノ結果ヲ招致スヘキ行爲ヲ各國政府ニ勸告スル等聯盟本來ノ目的ニ反スルノ態度ヲ持セリ(對支技術援助問題ニ付テモ聯盟側ヨリ直接利害關係ヲ有スル我方ニ何等諸ル所ナク又日支事件中常ニ面白カラサル策動ヲ爲シタル「ライヒマン」ヲ再ヒ支那ニ派遣セルカ如キ日本國民ノ感情ヲ刺戟セルコト勘カラス)

聯盟側カ右ノ如キ態度ニ出スル限り支那側ヲ徒ニ附上カラシメ夫丈ヶ極東ノ事態安定ヲ遲延セシムル結果トナルニ拘ラス我方ニ於テ單ニ規約上ノ義務ノミノ理由ニ依リ引續キ

經費分擔金ヲ支拂フト云フカ如キハ國民ノ感情ノ許ササル

所ニシテ政府トシテモ議會等ニ對シ辯明ノ餘地ナカルヘク從テ我方トシテハ固ヨリ右規約上ノ義務ヲ否定スルニハ非サルモ聯盟側カ今後引續キ從來ノ如キ態度ヲ持續スルニ於テハ場合ニ依リ一時分擔金ノ拂込ヲ差控フル等ノ措置ニ出ツルノ外ナキ事態ニ立至ルナキヤヲ慮レ居ル次第ナリ就テハ貴官ハ適當ノ機會ニ聯盟首腦部ニ右ノ趨勢ヲ可然内話セラレ聯盟今後ノ行動牽制ニ利用セラレ度ク其ノ結果隨時電報相成度シ

滿、支、南京、米ニ轉電セリ

在英、佛、獨、伊各大使ニ轉電アリ度シ

一、伊「ビアンケリ」

「ビ」ハ軍縮問題ノ現狀ヲ語リタル序ニ日支紛爭モ聯盟側カ餘リ解決ヲ急キタル爲却テ不成功トナリタル次第ニ軍縮式ニ悠々ト取扱ヒタルニ於テハ或ハ纏リタルヤモ知レス

ト述ヘタルヲ以テ本官ハ此ノ機會ヲ捉ヘ過去ノ事ハ別シ萬一總會カ日支紛爭ヲ再議スルカ如キ事有ラハ本邦輿論ハ再ヒ激昂スヘク聯盟ニトリテモ害有リテ何等益無キ事ナリト說キタルニ「ビ」ハ支那代表カ満洲國ニ關シ何等言及スヘシトハ一兩日前ノ新聞紙ニ見エタルモ伊國側ニハ未タ接近シ來ラス支那側ハ恐ラク總會ニ於テ演説スル位ノ所ナルヘク而シテ其ノ演説ニ於テモ本年二月決議ニ基キ各國ニ於テ不承認主義ノ實行方ヲ希望スル位ノ事以上ハ言ヒ得サル

189 昭和8年9月25日

伊藤連盟事務局長代理より
広田外務大臣宛(電報)

連盟総会に出席予定の伊・獨國連盟事務局長

と日中問題などに關する会談について

ジユネーヴ 9月25日前發
本省 9月26日前着

ヘクスル場合ニハ何人モ之ニ答へスシテ終ルヘク又若シ二月以來ノ事實ヲ陳述スルニ於テハ總會ハ右陳述ヲ二十一人委員會ニ回附スル事トナルヘシト答へタルニ付本官ハ更ニ冒頭貴電ノ趣旨ヲ布衍シテ總會力本件再審議ノ愚ヲ敢テセシ各國モ事務局側モ支那ヨリ再審議ヲ要求スル如キハ希望セサル所ナルヘシト述ヘタリ

獨(ソラ)「「フオン、ケラ」」

「ケ」ハ今次總會議題ノ表面ニハ重大問題見エサルモ裏面ニハ幾多世界的政治問題隠レ居レリト述ヘタルヲ以テ之ヲ機會ニ本官ヨリ極東ニ關スル限り例へハ對支技術援助ノ名ノ下ニ聯盟力政治活動ヲ爲スカ如キ事有ラハ右ハ理事會決議ニ反スルノミナラス本邦輿論ハ斷然反対スヘキ旨述ヘタルニ「ケ」ハ要ハ「ライヒマン」今後ノ活動ヲ監視スルニ在ルヘク理事會トシテハ御承知ノ通技術的ナル事ヲ繰返シ明瞭ニシ置ケリト答へ更ニ本官ヨリ總會ノ日支紛爭再討議ノ件ニ言及自然一ト同様ノ趣旨ヲ述ヘタルニ「ケ」ハ本件ハ二月ノ決議ヲ以テ一段落トナリシモノニテ其ノ再審議ヲ爲ス如キ何等ノ新理由ヲ見スト考フ獨逸ハ自國ニトリ幾多

セサル所ナルヘシト述ヘタリ

ノ極メテ重要問題ヲ控ヘ居ル次第ニモアリ之ニ日本ニ左様ニ御異存有ル問題ヲ追加スル如キハ獨逸ノ希望スル處右ハ斯今回ノ會談ハ外相ニ詳細報告スヘシト答ヘタリ

尙本官ヨリ張學良ノ獨逸旅行ニ關シ注意ヲ喚起セル處右ハ

單ニ視察旅行ニ過キス宋子文ノ場合ト同様同國ノ產業特ニ輸出ニ關係有ル場所ヲ案内セルニ過キスト述ヘ居タリ

米ヘ轉電シ在歐各大使（土ヲ除ク）ヘ暗送セリ

190 昭和8年9月25日 伊藤連盟事務局長代理より
広田外務大臣宛（電報）

英國旧連盟事務局長新駐中國公使カドガンと
の連盟における日中問題の取扱いに関する会
談について

ジュネーヴ 9月25日後発
本 省 9月26日前着

第七四號

往電第七三號ニ引續キ二十四日舊英聯盟局長新駐支公使「カドガン」ト會談支那關係ノ部分大要左ノ通

一、「カ」ハ十年間聯盟ノ仕事ニ從事シタル自分トシテハ極

總會ニ於テ各代表ハ自國輿論ニ對スル立場上演說ヲ爲スコトアルモ此等ハ何等實行力無キ次第八篤ト御承知ノ通ニ付此等ニ重キヲ置カレスシテ聞キ流シニセラルコト必要ニシテ特ニ此ノ點ニ關シ日本ノ新聞紙カ餘り興奮セサル様切ニ希望スト述ヘタルヲ以テ本官ハ兔ニ角自分トシテ心配セル所ヲ率直ニ申述ヘタル次第ナリト應シテ大體話ヲ打切レリ

米ヘ轉電シ在歐各大公使（土ヲ除ク）ヘ暗送セリ

米ヘ轉電シ在歐各大公使（土ヲ除ク）ヘ暗送セリ

191 昭和8年9月25日 伊藤連盟事務局長代理より
広田外務大臣宛（電報）

總會における中國問題の取扱いに関する連盟 事務總長との会談について

ジュネーヴ 9月25日後発
本 省 9月26日前着

第七五號

二十五日事務總長ト會談ス
（一）本官ヨリ自分ノ思付トシテ巴里宛貴電第一二九號ノ趣旨ヲ然ル可ク説明シ此ノ際事務總長トシテ面白カラサル事

外聯盟ノ爲有害ナルノミナラス極東平和ノ爲不幸ナリトテ巴里宛貴電第一二九號ノ御趣旨ヲ敷衍セルニ「カ」ハ

態發生セサル様御注意願ヒ度シト述ヘタルニ總長ハ總會一般討議ノ際或ル代表力本問題ニ言及スルコトアル可キハ避ケ難キ處ニシテ又二十一人委員會ノ召集ヲ求メラル場合之ヲ拒止シ得サル事ハ明瞭ナル處問題ハ二分セサル可カラス單ニ總會ニ於テ演説スル如キ場合ハ謂ハハ一種ノ「モノローグ」ニ過キス更ニ討論ヲ爲サントセハ問題ヲ明確ニシ之ヲ議事日程ニ入レタル上ナラテハ爲シ得サル次第ナルカ自分ハ今迄何等斯ル徵候ヲ見ス將又總長トシテハ權限限定セラレ居リ單ニ相談アル場合意見ヲ陳フルニ過キサルモ自分ノ關スル限り直接間接事態ヲ惡化スル如キ事ハ爲ササル考ヘナリ特ニ目下ノ狀況ニテハ何等實際上ノ利益無キニ於テヲヤト述ヘタリ

(二)會談中本使ヨリチヨツト貴電第五三號ノ趣旨ヲ勾ハシ

(本件ハ最後ノ「カード」トシテ取り置ク事必要ニシテ今直ニ之ヲ持出スハ得策ナラスト考ヘタルヲ以テ議員中ニハスル事ヲ言フ者モアリトノ形ニテ話シタリ)タル處總長ハ分擔金ヲ議會力承認セサル場合如何ニセラルルヤハ政府ノ御決心ニ依ル所ニシテ自分トシテハ日本政府ニ對シ全幅ノ信用ヲ有スルモノナリ又「ライヒマン」渡支

ノ件ニ關シ相談無カリシト言ハルモ右ハ日本力理事會等ニ出席セラレサルヨリ生スル結果ニシテ何等日本ヲ輕視シタル次第ニ非サル事ハ御諒解ノ事ト存スト附言セリ(三)終リニ總長ハ七月倫敦ニテモ隔意無キ意見交換ヲ爲シタルカ今後モ斯クスルコト双方ノ誤解ヲ避クル所以ナル可シト述ヘ居リタリ

米ヘ轉電シ在歐洲各大使(土ヲ除ク)へ暗送セリ

~~~~~

192 昭和8年9月29日 伊藤連盟事務局長代理より  
広田外務大臣宛(電報)

連盟第十四回總会一般討議における日中問題  
に関する顧維鈞中國代表の演説について

第八四號

二十九日總會一般討議ニ於ケル顧維鈞演説要旨左ノ通

連盟ノ一般事業殊ニ支那ニ與ヘラレタル技術的援助ノ成功ニ謝意ヲ表スルモ其ノ政治的方面ノ活動ニ於テ不成功ナリシヲ遺憾トス日支事件ニ對スル總會ノ二月決定ノ直後日本鞏固ナル基礎ノ上ニ立ツ平和確立ノ途ヲ擇ハシコトヲ希望ス

參謀本部ハ聯盟ノ右措置ニ對スル面當トシテ熱河ヲ攻略シ長城ヲ突破シテ北平、天津ヲ脅セリ支那ハ單身死力ヲ盡シテ防戦シタルモ死傷三萬ノ犠牲ヲ以テ五十日ノ苦戦後五月塘沽ノ休戦條約ヲ締結セサルヲ得サルニ至レリ其ノ後日本軍ハ平津附近ヨリ撤兵シタルモ東四省ハ依然日本ノ手中ニアリ支那ハ右ヲ以テ世界平和ヲ脅スモノトシテ凡テノ權利ヲ留保シ不法ノ事實ヲ認メサルコトニ堅ク決意シ國力ノ恢復ト列國力政治的三條約保護ノ舉ニ出ツルノ可能ニ至ルヲ待ツモノナリ右支那ノ努力ハ支那ノ爲ノミナラス規約擁護ノ爲ニシテ聯盟ヲ振切シテ亞細亞人ノ亞細亞主義ヲ採用スヘシタル支那内部ノ運動ニモ對抗スルモノナリ右總會決定ハ米國ノ參加ニ依リ一層嚴肅性ヲ増シタルモ日本ノ違法占據ハ依然タル爲未タ實施セラレサルハ支那ノ爲ノミナラス規約及平和擁護ノ上ヨリ遺憾ナリ東洋ノ事態右ノ如クナル以上經濟戰及軍縮ニ依ル世界平和ニ對スル共同ノ努力モ

193 昭和8年10月4日 伊藤連盟事務局長代理より  
広田外務大臣宛(電報)

成年婦女子売買禁止に関する國際會議の召集  
について

ジユネーヴ 10月4日後発  
本 省 10月5日前着

第九五號

七月四日附聯本公第二七三號往信ニ關シ

國際連盟における諸問題  
ハ軍費ノ膨脹ヲ初メ更ニ海軍條約ノ満期後海軍ノ擴張ヲ正式ニ發表シ政治家ハ五年後ニアルヘキ日本ノ一大戰機ヲ豫告シツツアリ右東洋ノ事態ヲ闡明スルハ聯盟ト極東トノ唯

ヲ更ニ審議スル爲小委員會ヲ任命セリ

決議ノ大勢ヨリ察スルニ同會議ハ本總會終了前（決議原案ニハ來ル九日午前十時トアリ）開催セラルモノト思考セラルニ付帝國政府ニ於テ同會議ニ參加ノ御意向ナルニ於テハ代表者ヲ御任命ト共ニ御意見至急御回電ヲ請フ

194 昭和8年10月11日 伊藤連盟事務局長代理より  
広田外務大臣宛（電報）

成年婦女子売買禁止に関する國際會議における委任統治地域に関する用語の修正について

貴電第六九號ニ關シ  
第一〇二號

一、成年婦女子賣買禁止ニ關スル國際會議第一回會合（九日午前）ニ出席セル横山ノ報告ニ依レハ條約案第一條二項ニ關シ議論紛亂ノ結果起草委員會附託ニ決シタルカ更ニ獨逸代表ヨリ同項中ノ *territoires sous mandat* ナル字句ニ付修正ヲ提議シ同委員會ニ<sup>提出</sup>参加セル由ナリシヲ以テ

本官ハ委任統治地域ニ關スル從來ノ用語ヲ變更スルハ日本ニ於テ問題ヲ惹起スヘク受諾困難トナル惧アリト認メ横山ノ注意ヲ喚起シ置キタリ  
二、然ル二十日朝配布ヲ受ケタル同委員會ノ修正案ニ依レハル文句ヲ採用シアリタルニ付横山ハ十日朝第二回會合ニ先立チ「エクストランド」局長ニ對シ説明ヲ求メタルニ同局長ハ修正理由ハ自分ニモ不明ナルカ起草委員會ニテハ右ニテモ從來ノ用語ト意味ニ變更ナシト認メ英佛委員モ同意セル次第ニ付強ヒテ反対セラレサル様希望スト述ヘタル由ナリ

三、依テ横山ハ更ニ獨逸委員ニ對シ其ノ理由ヲ尋ネタルニ同委員ハ内密ノ話ナル力率直ニ云ヘハ右ハ東阿弗利加ニ於ケル「タンガニカ」「ケンヤ」「ウガンダ」地方聯合運動ノ關係モアリ獨逸政府ハ今回此ノ新用語例ノ採用ヲ希望スルニ到レルモノニテ別ニ深キ底意アル譯ニアラス委任力舊聯合國又ハ聯盟ノ何れニヨリ與ヘラレタリヤノ實體論ニハ何等觸レサルモノト答ヘタル趣ナリ

四、横山ハ前記局長ノ希望及獨逸代表ノ説明アリタルニ拘ラス

議場ニ於テ公然之ヲ問題トセハ徒ラニ紛議ヲ釀シ日本側ノミカ本件ニ付余リ神經過敏ナルカ如キ印象ヲ與フルモ面白カラスト認メ之ヲ差控ヘタル由ナリ

五、本件會議ハ十日午前條約案ノ審査ヲ終了シ十一日正午署名手續ニ入ル豫定ナリ  
英、佛、獨ヘ暗送セリ

195 昭和8年10月11日 伊藤連盟事務局長代理より  
広田外務大臣宛（電報）

成年婦女子賣買禁止条約の委任統治地域に関する用語修正についての英國側見解について

ジユネーヴ 10月11日前發

第一〇三號

往電第一〇二號ニ關シ

起草委員會ニ出席セル英國法律顧問「ケンルキン」ニ付十日委任統治地域ニ關スル文句變更ニ關シ英國側ノ見解ヲ求メタル處同顧問ノ説明要領左ノ通  
一、兩三年來獨逸ハ聯盟關係ノ總テノ條約ニ於テ委任統治並

本官ハ委任統治地域ニ關スル從來ノ用語ヲ變更スルハ日本ニ於テ問題ヲ惹起スヘク受諾困難トナル惧アリト認メ横山ノ注意ヲ喚起シ置キタリ  
二、然ル二十日朝配布ヲ受ケタル同委員會ノ修正案ニ依レハル文句ヲ採用シアリタルニ付横山ハ十日朝第二回會合ニ先立チ「エクストランド」局長ニ對シ説明ヲ求メタルニ同局長ハ修正理由ハ自分ニモ不明ナルカ起草委員會ニテハ右ニテモ從來ノ用語ト意味ニ變更ナシト認メ英佛委員モ同意セル次第ニ付強ヒテ反対セラレサル様希望スト述ヘタル由ナリ

三、依テ横山ハ更ニ獨逸委員ニ對シ其ノ理由ヲ尋ネタルニ同委員ハ内密ノ話ナル力率直ニ云ヘハ右ハ東阿弗利加ニ於ケル「タンガニカ」「ケンヤ」「ウガンダ」地方聯合運動ノ關係モアリ獨逸政府ハ今回此ノ新用語例ノ採用ヲ希望スルニ到レルモノニテ別ニ深キ底意アル譯ニアラス委任力舊聯合國又ハ聯盟ノ何れニヨリ與ヘラレタリヤノ實體論ニハ何等觸レサルモノト答ヘタル趣ナリ

四、横山ハ前記局長ノ希望及獨逸代表ノ説明アリタルニ拘ラス

三、本官ヨリ第二十二條ニハ「チユウトレイジ」ヲ「エントラスト」ストアリ其ノ後ニ「マンデート」ナル文句ヲ使用シアルニ付同一ナラサルニ觀念ヲ恰モ同一ナル如ク取扱居レルハ規約ノ不備ト思考セラルト注意シタルニ「マ」ハ受任國ハ「チユウトレイジ」ト「マンデート」トノ兩者ヲ共有スルモノト解スレハ適當ナルヘシト答ヘタリ

四、本官ヨリ此ノ際新文句ニ改ムルニ於テハ何人力統治ヲ委任シタルヤ又委任シタル統治ハ之ヲ撤回シ得ルヤ等ノ問題ヲ更ニ明確ニセル如キ觀フ與ヘスマト注意シタルニ對シ「マ」ハ是等ノ問題ハ現規約ノ下ニ於テモ當然起り得ル問題ニシテ文句變更ノ結果特ニ新事態ヲ發生セシメタリハ思考セラレス英國側トシテハ何等從來ノ地位ニ變動ヲ來スモノニアラスト思考シ贊成シタル次第ナリト答

ヘタリ

右御参考迄

英、佛、獨へ暗送セリ

連盟第十四回総会における日中問題などの討議状況について

署名留保について

~~~~~

196 昭和8年10月11日 伊藤連盟事務局長代理より
広田外務大臣宛(電報)

成年婦女子売買禁止に関する会議終了に際し

署名留保について

~~~~~

第一〇四號 ジュネーヴ 10月11日後発  
本 省 10月12日前着

往電一〇二號末段ニ關シ  
十一日會議終了署名ノ際愛蘭及伊國代表ヨリ即時署名不可能ナル理由ノ説明アリ旁々横山ヨリモ貴電第七〇號御來示ノ御趣旨ニ基キ本邦ノ態度ニ關シ簡単ナル説明ヲ與ヘ署名ヲ留保シ置ケリ尙即時署名ヲ了シタルハ英佛獨蘭等十五ヶ國ナリ委細郵報

~~~~~

197 昭和8年10月12日 伊藤連盟事務局長代理より
広田外務大臣宛(電報)

連盟第十四回総会における日中問題などの討議状況について

第一〇五號

⁽¹⁾ 第十四回聯盟總會ハ會期二週間半ト言フ未曾有ノ短期ヲ以テ十一日終了セリ我方脫退通告後初回ノ總會ナルニ依リ空氣並ニ感想御参考迄ニ電送ス

一、目下聯盟全般ヲ支配シ居ルハ軍縮問題ニシテ總會早々ヨリ各方面ニ於テ本問題ニ關シ非公式ノ意見交換盛ニ行ハレ總會議事日程ニ在ル問題ノ如キ餘リ顧ラレス一般討議ノ如キモ發言者非常ニ少ク直ニ委員會ノ討議ニ入りタル程ナリ右ハ歐洲ノ政局頗ル混沌タル狀態ニシテ特ニ獨逸ノ態度ニ對シ不安ノ念ニ驅ラレ若シ軍縮不可能トナリ獨逸力軍備ヲ擴張スルニ於テハ歐洲ニ於テ再ヒ戰爭ノ可能性増加スヘシト憂慮スルモノ鮮カラサルニ起因スル事ト思考セラル

シテ事件ヲ忘却セシメ我方トノ關係ヲ新方面ニ開展セラルコト得策ニアラスヤト存セラル

三、獨逸ニ對スル關心カ歐洲現下ノ重要ナル要素タルハ壞太利問題並ニ中東歐諸國ノ經濟復興問題ニ關スル意見交換カ歐洲關係國間ニ行ハレタルニ依リテモ明瞭ニシテ右形勢力表面化シタルハ單ニ獨逸ヨリノ避難民待遇問題ニ過キサルモ此ノ機會ニ於テ英國代表カ獨逸ノ政策ヲ堂々攻撃セルハ一般ノ注意ヲ引キタル處ナリ

五、軍縮ハ右ノ如ク歐洲政界ノ中心問題トナリ居ルニ依リ各國ハ右ニ關スル我方ノ態度ヲ非常ニ注意シ居ル狀態ナルヲ以テ我方トシテハ一方歐洲政局ノ推移ヲ注視セラレ之ヲ利用善處セラルルト同時ニ既定ノ御方針ノ實行ニ當リテモ各國家ニ我方立場ヲ諒解セシメ世界ノ輿論ヲシテ我方ノミ軍縮條約反對者タルカ如キ感ヲ懷カシメサル様御留意アルコト必要カト思考セラル

在歐米各大使ニ暗送セリ

~~~~~

198 昭和8年10月14日 伊藤連盟事務局長代理より  
広田外務大臣宛(電報)

学芸協力委員会、經濟委員会およびアヘン中  
央委員会各委員改選の状況について

四、日支紛争ノ關スル限り各國代表部ニ付採り得タル處ニ依レハ本問題ハ二月ノ總會決議ヲ以テ一段落ヲ告ケタルモノ思考スルモノ多クニ現下ノ如キ歐洲政局ニテハ再ヒ之ヲ問題トスル如キコトハ希望セス成ルヘク過去ノ事實トシテ葬リ去ラントスルノ形勢相當濃厚ナルヲ認メタリ從テ支那側カ策動スルトモ何等大シタルコトヲ爲シ得

サルハ明瞭ナルニ付我方トシテハ斯ル形勢ニ乘シ各國ヲ

第一一三號

左ノ通

一、學藝協力委員改選問題ハ十二日上程今次改選ノ五人中三人ハ留任我方委員交代及葡萄牙人ヲ以テ知惠古人ニ代ユル趣旨ノ報告提出セラレタル處知恵古理事ハ突如本件審議ヲ來年一月ニ延期方提議シ其ノ通り決定セラレタリ右

ハ理事會報告者（佛國）カ葡萄牙ヲ入ルコトニ付知恵古側ノ了解ヲ得置カサリシニ起因シ事務局側ニ於テモ種々苦心シ居ル模様ナルカ新渡戸博士ノ問題ニハ何レヨリモ

故障出テ居ラサルヲ以テ一月理事會ニハ選任ヲ見ルコトト豫測セラル

二、經濟委員會改選モ同日上程、本官再選セラル（本件ニ付テハ追テ詳報スヘシ）

三、阿片中央委員會改選問題亦十二日上程セラレタル處英國側ノ註文ニ依リ審議ヲ延期シ爾來複雜ナル内交渉（右ニ關シ當方トシテモ亦我方立場ニ付了解ヲ求ムルニ苦心セリ）アリ其ノ要ハ報告者（波蘭）ノ原案ハ小委員會ヲ設ケヌシテ直ニ元委員全部（但シ佛國委員ノミ老齡ノ故ヲ以テ他ノ同國人ト代ハル）ヲ再選スルニアリタルカ英國側ハ消費國側代表ノ參加ヲ主張シ「ユーゴー、スラビヤ」

第二三三號

往電第二二四號ニ關シ

廿一日當國新聞ノ報道ニ依レハ獨逸外相ノ聯盟事務總長宛十九日附書翰ノ要旨左ノ如ク而シテ右ハ廿一日壽府獨逸領事ヨリ事務總長ニ交付セラレタリト云フ

「余ハ獨逸政府ノ名ニ於テ獨逸ハ茲ニ規約第一條第三項ニ依リ國際聯盟ヨリノ脫退ヲ宣言スルコトヲ通告ス」

尙獨逸ノ脫退ハ國際勞働局ニモ及ヒ又獨逸人事務次長モ同時ニ辭職ヲ通告セル趣ナルカ「ベルリナー、ターゲブラツド」ハ右辭職ヲ以テ聯盟脫退當然ノ結果ナリトナシ杉村次長ノ例ヲ引キ居レリ

聯盟ニ郵送セリ

~~~~~

201 昭和8年10月23日 伊藤連盟事務局長代理より
広田外務大臣宛（電報）

委任統治委員会において連盟脱退と委任統治
が問題となる場合の対応について

パリ 10月23日後発
本省 10月24日前着

人ノ代リニ瑞典人ヲ入レンントシタルモノナリ斯クテ幾多内交渉ノ後十四日ノ理事會ニ於テ英國側ハ今回ノ再選ノ原則カ前例トナラサルコトヲ明確ニシタル上報告原案ニ賛成シ問題解決、從テ宮島博士再選セラレタリ

~~~~~

199 昭和8年10月15日 在ヴァンクーヴァー石井領事より  
広田外務大臣宛（電報）

新渡戸博士死去について

第五九號（至急）  
新渡戸博士病氣急變十五日午後八時三十五分薨去セラル  
米、紐育、桑港、「ポートランド」へ轉電セリ

200 昭和8年10月22日 在獨國永井大使より  
広田外務大臣宛（電報）

獨國の連盟脱退通告要旨について

ベルリン 10月22日後発  
本省 10月23日前着

度シ

第一八〇號

一、今般鮑延委員ヨリ委任統治各委員ニ配布セラレタル事務局委任統治部作成ノ本邦委任統治地域關係各國新聞記事切抜内密ニ提示アリ其ノ寫郵送濟尙海軍代表ヨリモ寫海軍省

ヘ送附セリ（内（報）ノ事實ハ外部ニ洩レサル様願度シ）

二、年報ノ審査ニ際シ委任統治各委員カ右切抜等ヲ基礎トシテ質（問）ヲ發スルコトハ御承知ノ通ナル處右記事ヲ通讀スルニ聯盟脱退ト委任統治トノ關係ニ付論セルモノ最モ多ク又本件ニ關スル本邦當局ノ聲明ニ多大ノ注意ヲ拂ヒ居ルコトモ明ニ察知セラル

三、從來ノ例ニ徵スルニ年報ノ審査ニ際シ委任統治各委員ハ種々突發的ノ質問ヲ爲スコト鮮カラサル處今次我方年報ノ審査ニ當リ萬一或ハ南洋長官カ島民ニ對シ爲ス布告等ヲ引掛ニ委任統治ノ性質等一般問題ニ關シ議論ヲ爲ス如キコトアル場合ニハ（1）本官トシテハ右議論ハ年報ニ關係無シトノ理由ヲ以テ突放ス所存ナルモ（2）若シ政府ニ於テ此ノ際本件ニ關スル帝國政府ノ見解ヲ明白ニ聲明シ置クヲ適當ナリト爲サルル御方針ナルニ於テハ何分ノ儀折返シ御訓電相仰ギ

アヘン諮問委員会における滿州國アヘン制度  
に関する討議状況について

パリ 11月6日後発  
本省 11月7日前着

第一九三號  
往電第一七九號ニ關シ

阿片諮問委員會ハ本月二日以後滿洲國阿片制度及麻薬類取引状況ニ關シ討議セルカ經過大要並ニ本官感想左ノ通一、先ツ米國委員ハ總會滿洲國不承認諮問委員會勸告書第二項阿片麻薬類輸出入證明制度ニ關スル決議ハ支那ニ對

スル本件輸出入ニ關シ海牙條約締約國ヲシテ該條約ノ義務ヲ回避セシメ若ハ其規定ニ違反セシムモノナリト批難シ滿洲國ノ現狀ニ關シ幾多ノ事例ヲ舉ケ阿片生産ノ増加麻薬及不正取引等ニ關シ事態容易ナラサル旨ヲ述ヘ對策ノ考究ヲ求ム

二、右ニ關シ伊國委員其他ヨリ「滿洲國ニ對シテハ阿片及麻薬類ノ輸出ヲ絕對ニ禁止スヘシ」トノ趣旨ノ決議案ヲ提

三、右ハ二日間秘密及公開ノ討議ニ依リタルカ本官ハ討議ニ先チ自分ハ委員會ノ一員トシテ専門家ノ立場ヨリ各委員ト協力スルコト勿論ナルモ政治問題ニ觸ルル議論ニハ参加シ得ス且斯ル議論ノ結果タル決議案ノ表決ニハ棄權スヘキ旨本問題ノ如キ滿洲國內問題ニハ帝國政府ノ關與シ難キ次第ヲ説明シ置ケリ尤モ前顯英國委員ノ主張ハ我方ニ有利ト認メタルニ付贊意ヲ表セリ

右報告ニ對シ理事會力如何ナル決定ヲナスヘキヤハ豫測シ得難キモ恐ラク理事會モ之ヲ承認シ何等力ノ方法ニ依リ滿洲國ノ阿片ニ關スル報告ヲ入(手)スルニ努ムヘク事務局力滿洲國ヨリ報告ヲ公然接受スルヲ放任スルノ外ナカルヘク結局本件ハ聯盟力滿洲國ト直接折衝ヲ開始スルニ至ル一段階ヲ助成スルモノト存セラル  
在歐各大使、米ヘ暗送セリ

203 昭和8年11月20日 横山国際会議事務局長代理より  
広田外務大臣宛(電報)

国際會議帝国事務局執務開始のための準備状  
況について

付記 十月二十八日付勅令第二九三号

国際連盟帝国事務局官制の改正

ジユネーヴ 11月20日後発  
本省 11月21日前着

往電第一二〇號ニ關シ

當方トシテハ十二月一日ヨリ壽府ニテ執務開始ノ事トシ着々

出セルモ英國和蘭葡萄牙等ハ「聯盟力滿洲國ヲ承認セサルハ政治的見地ニ基クモノナルモ本委員會ノ見地ヨリスレハ滿洲國ニ關スル事情ノ判明セサル限り監視ノ責務ヲ果スコト困難ナリ承認問題ト關係ナク同國官憲ノ好意的協力ニ依リ其事情ヲ承知シ得ヘキ現狀ニ於テ若シ右提議ノ如ク本委員會力前顯勸告以上ニ出ツルトセハ右ノ協力ヲ阻止スルコトトナリ徒ラニ事業ノ遂行ヲ困難ナラシムヘシ」ト寧ロ此ノ際率(直)ニ滿洲國ヨリ阿片ニ關スル年報若ハ類似ノ報告ヲ接受スルコト急務ナル故此點ニ付理事會ノ注意ヲ喚起シ適當ナル方法考究方依頼スヘシトノ提議ヲナシ結局本委員會ハ右ノ趣旨ヲ報告中ニ記載シ理事會ニ提出ノコトニ決定セリ

(一)巴里事務所ハ十一月末日ヲ以テ閉鎖シ十二月一日ヨリ壽府ニテ事務開始ノ事

(二)壽府事務局ニ對スル電信宛名ハ Kagi Geneva トスル事

(三)爾後公信類ハ全部壽府國際會議帝國事務局長(「アドレス」三九 Quai Wilson) 宛トスル事

ト致シ度キニ付右御承認ノ上ハ普通情報通り各公館ヘ周知方御取計願度シ

(付記)

勅

令

朕國際聯盟帝國事務局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和八年十月二十八日

内閣總理大臣 子爵 齋藤 實  
外務大臣 廣田 弘毅

勅令第二百九十三號

題名中「國際聯盟帝國事務局」ヲ「國際會議帝國事務局」

ニ改ム

第一條中「國際聯盟ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲國際聯

盟帝國事務局」ヲ「國際聯盟ニ關係アル會議帝國事務局」ニ改ム

他ノ事務ヲ處理セシムル爲國際會議帝國事務局」ニ改ム

第三條中「聯盟理事會ニ於ケル帝國代表者」ヲ「外務大臣」

ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

~~~~~

204 昭和 8 年 11 月 20 日

重光(葵)外務次官より

河田(烈)拓務次官宛

成年婦女子売買禁止條約の朝鮮、台灣、南洋

群島への適用に關し照会について

付 記 昭和九年三月九日付河田拓務次官より重光外

務次官宛公信管警第一二号

成年婦女子売買禁止條約の外地適用に異存な

い旨回答

條三普通第四六四號

就テハ委曲別紙ニ付御了悉ノ上帝國ニ於テ本條約署名ニ決定シタル場合第十條ニ基キ朝鮮、台灣、樺太、閔東州租借地及委任統治南洋群島ニ關シ本條約ノ適用ヲ留保スヘキヤ否ヤニ關スル貴省ノ御意見至急御回示相成度シ尚本條約ノ署名期間ハ一九三四年四月一日迄ナルニ付(條約第五條参照)為念申添フ

205 昭和 8 年 11 月 22 日

在伊国松島(肇)大使より
広田外務大臣宛(電報)

日独脱退通告後の連盟に対する伊国世論の動向について

ローマ 11月22日後発

本 省 11月23日前着

第一一七號

(付 記)

管警第一號 (昭和 9 年 3 月 10 日 接受)

外務次官 重光 葵 殿 (印)

成年婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ關スル件

客年十一月二十日附條三普通第四六四號ヲ以テ御照會ニ係ル首題ノ件了承本件條約ヲ各外地ニ適用セラルヽモ異存無之ニ付可然御取計相成度

尙各地ヲ留保シアル一九〇四年ノ「醸業ヲ行ハシムル

爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」一九一〇年ノ「醸業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約」一

九二一年ノ「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」

モ此際留保ノ宣言ヲ取消スモ異存無之ニ付申添候

拓務次官 河田 烈殿

成年婦女ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ關スル件

十月九日ヨリ寿府ニ開催セラレタル成年婦女賣買禁止ニ關

スル國際會議(帝國委員トシテ大使館參事官横山正幸出席

ス)ハ同月十一日別紙甲号成年婦女ノ賣買禁止ニ關スル國

際條約(右假譯文別紙乙号)及別紙丙号決議(右假譯文別

紙丁号)ヲ採擇シ独逸、豪洲、奧地利、白耳義(植民地ニ

関シテハ本條約ノ適用ヲ留保ス)支那、「ダンチッヒ」、

佛蘭西、希臘、「リスニア」、和蘭、波蘭、葡萄牙、瑞典、瑞西及「チエツコスロヴアキア」ノ十五ヶ國ハ本條約

ニ対シ即時署名ヲ了セリ

就テハ委曲別紙ニ付御了悉ノ上帝國ニ於テ本條約署名ニ決

定シタル場合第十條ニ基キ朝鮮、台灣、樺太、閔東州租借

地及委任統治南洋群島ニ關シ本條約ノ適用ヲ留保スヘキヤ

否ヤニ關スル貴省ノ御意見至急御回示相成度シ

尚本條約ノ署名期間ハ一九三四年四月一日迄ナルニ付(條

約第五條参照)為念申添フ

昭和八年十一月二十日

外務次官 重光 葵

ヲ有シ右大評議會ニ於テハ此ノ種會議ノ開催ヲ勧奨スルノ
決議ヲ見ルヘシト觀察スル向アリ最近外國通信中ニハ當國
ノ聯盟脫退説サヘ散見スル際ナルヲ以テ右何等御参考迄
英、米、佛、獨、露ヘ轉電セリ

206 昭和8年11月22日 横山國際會議事務局長代理より
広田外務大臣宛(電報)

新渡戸博士死去の結果新學芸協力委員の推薦

方請訓

ジユネーヴ 11月22日後発
本省 11月23日前着

第一二六號
往電第一一三號ノ一二關シ

新渡戸博士逝去ノ結果新候補者推薦ノ要アル處原田ノ話ニ
依レハ事務局側ニ於テハ依然日本ノ協力ヲ希望シ居り出來
得レハ(一)國內學會ノ權威者ナル事(二)外國語ニ堪能ナル事(三)
毎年會議ニ出席シ得ル事ノ三條件ヲ具備セル候補者三、四
人ノ氏名及略歴ヲ入手シ本問題報告者タル佛國理事ト協議
スヘシト申居リ尙各國委員トノ振合上今回ハ文化事業ノ事

務的經驗アル文化科學方面ノ人ナラハ一層好都合ナリトノ
意嚮ヲ有スル趣ナリ

就テハ姉崎博士ノ如キハ最モ適任ナルヘク原田力事務總長
トノ會談ノ際ニ得タル印象ニ依ルモ同博士ナラハ選任ノ可

能性多シトノ事ナルカ前回理事會ノ本件經過ニ鑑ミルニ或
ハ佛國理事ハ窮餘當方ニ對シ何カ難癖ヲ附ケストモ限ラサ
ルニ付此ノ際若シ姉崎博士カ受諾セラルニ於テハ早キニ
臨ミ同博士ヲ單獨候補者トシテ推薦スル事時宜ニ適シ效果
的ナラント思考ス

就テハ右御含ミノ上至急何分ノ御指示ヲ請フ
貴電第一〇七號ニ關シ

207 昭和8年12月5日 広田外務大臣より
(横山) 橫山國際會議事務局長代理宛(電報)

學芸協力委員として姉崎博士を推薦方請訓令

本省 12月5日後7時20分発

第三號
貴電第一二六號ニ關シ

(横山) 姉崎博士 (Masaharu Anesaki 東京帝大文學部教授、東京
帝大圖書館長、帝國學士院會員、同幹事) ノ承諾ヲ取付ケ

タルニ付同博士ヲ單獨候補者トシテ推薦セラレ度ク尚我方
トシテハ是非共同博士ノ選任ヲ希望シ萬一選ニ漏ルルカ如
キ場合ニハ同委員会トノ協力繼續方ニ付再考ヲ加フル決心
ナルニ付右御含ミノ上聯盟側ト折衝セラレ度シ
尚同博士ノ履歷書及著書目錄郵送ス

貴電第一〇七號ニ關シ
四日外相ト他ノ問題ニ付談話ヲ交換セルニ當リ本件ニ言及
シ意嚮ヲ問ヒタル處外相ハ國際司法裁判所ハ聯盟自體ト性
質ヲ異ニスルヲ以テ獨逸トシテ脱退ノ意無キ旨答ヘタリ
蘭、壽府へ暗送セリ

209 昭和8年12月14日 在伊國松島大使より
広田外務大臣宛(電報)

連盟改造に関する伊國大評議會決議の動機について

編注 横山國際會議事務局長代理は、十一月二十八日付で
在ジユネーヴ總領事の兼任を命じられている。

ローマ 12月14日後発
本省 12月15日前着

第一二六號

208 昭和8年12月5日 在獨國永井大使より
広田外務大臣宛(電報)
獨國は連盟脱退にかかる國際司法裁判所か
ら脱退の意思なしとの同国外相の聲明について

ベルリン 12月5日前着

第二七〇號

大評議會ノ決議ナルモノハ一一「ム」首相ノ方寸ニ依リ定

マルモノナル處本件決議ノ動機ニ對シ本官ノ觀察左ノ通聯盟内ニ於テハ兎角英佛ノ勢力ニ壓セラルノミナラス中歐及「バルカン」ニ對シ勢力伸張ハ佛國及小協商國ニ依リ妨ケラル現狀ヲ打破スル爲獨逸ト提携シテ英佛ニ當ルノ策ヲ立テ聯盟外ニ於ケル四國協定ヲ提議シタルカ同協定ハ佛國ノ主張ニ依リ聯盟ト不可分ノ關係ニ置カレタル上獨逸ノ聯盟脫退ニ依リ活用困難トナリ此儘ニテ聯盟内ニ止マラハ「ファシスト」政府ノ國際的權威（伊國民衆ヨリ見タル）失墜スヘキヲ以テ此ノ際聯盟改造ヲ提議シ四國協定ノ最初ノ精神ヲ新シキ聯盟ノ内ニ活カシムルカ又ハ佛國始メ諸小國ノ反對ニ依リ右提議成立セサル場合ニハ之ヲ理由トシテ聯盟ヲ脫退シ更ニ形勢ヲ見テ對策ヲ講セントスルモノト思考セラル

尙伊國首相ハ自ラ作リタル國內輿論ニ依リ誇張セラルル伊國ノ國際的地位ヲ過信シ居ルヤニモ見受ケラレ獨逸ヲ抑制シテ軍縮問題乃至歐洲ノ時局ヲ纏メントシテ却テ「ヒットラー」ニ利用セラルルコト無キヤヲ忍ル

（三）、獨逸ノ脫退振ハ全般的ニシテ各種委員會獨逸委員ハ全部辭職セルト對照シ聯盟ノ平和的事業ニ對スル協力ヲ繼續セントスル我方ノ方針ニ對シテハ頗ル之ヲ多トシ居リ（巴里發本公機密第一〇號御參照）現ニ各種委員會更生問題ニ付テモ我方主張ヲ容レ居ル事御承知ノ通ナリ

就テハ我方トシテハ右聯盟首腦部ノ態度ニ應シ此ノ際自發

210 昭和8年12月26日 橫山國際會議事務局長代理より
廣田外務大臣宛（電報）

連盟首腦部の對日態度に鑑み本年度分担金支払いにつき意見具申

ジュネーヴ 12月26日後発
本 省 12月27日前着

第一五二號（極秘）
貴電第五三號ニ關シ

聯盟首腦部其ノ後ノ對日態度ヲ觀察スルニ

（一）、日支事件ニ付テハ從來ノ措置力何等ノ實效ヲ齎サシリシノミナラス却テ聯盟現下ノ危機ヲ招來セル間接ノ一因トナリタルニアラスマヤトノ感想ヲ深ムルニ至リタルカ如ク今後積極的ニ本件ニ干與セントスル如キ意図毛頭無ク出來得ル限り回避的態度ニ出テ居リ（往信聯本公機密第一三七號、巴里發往電第一八八號等御參照）

（二）、對支援助問題ニ關シテモ支那ノ混亂セル現狀ニ鑑ミ積極的ニ計畫ヲ進ムルノ意思無ク況ヤ本事業ニ依リ我方ノ極東ニ於ケル活動ヲ掣肘乃至妨（害）セントスル如キ考全然無之

的ニ本年度分擔金ヲ支拂ヒ以テ將來殊ニ脫退完成後ニ於ケル平和的協力ニ關スル我立場ヲ有利ナランムルノ素地ヲ作ル事得策ト思考ス
右至急御詮議ヲ請フ
英、佛、獨、伊ニ暗送セリ